

平成30年度 総会資料

開催日：平成30年6月6日(水)13:30～

場 所：相馬市LVMH子どもアート・メゾン



特定非営利活動法人

相馬フローアーチーム

平成30年度 総会次第

- 1 開会
- 2 理事長あいさつ
- 3 議長選任
- 4 議事録署名人選任
- 5 議事
 - (1) 議案第1号 平成29年度事業報告及び活動決算について
 - (2) 議案第2号 平成30年度事業計画(案)及び活動予算(案)について
 - (3) 議案第3号 理事及び監事の選任について
 - (4) その他
- 6 その他
- 7 閉会

平成29年度事業報告書

【心のケア事業】

1 事業の実施内容

震災による子どもへのPTSD対策や成長支援を行うため、臨床心理士等の専門家を中心に被災小中学校及びLVMH子どもアート・メゾンでのカウンセリング等を行った。さらに、被災した子どもに生きる力を育むための情操教育および社会性育成の支援を行った。

2 事業の実施状況

(1) 学校訪問

① 回数等：延べ278件

② 内容：対象 中村第二小学校117回（世界の医療団10回）、中村第二中学校85回、磯部小学校38回、磯部中学校38回

(2) LVMH子どもアート・メゾン相談室での心理相談件数

① 回数等：延べ354件

② 内容：LVMH子どもアート・メゾン相談室にて、保護者への子育て相談や子どもの発達に関する相談、子どもへのカウンセリングやプレイセラピー（遊戯療法）などの心理支援を行った。また、必要に応じて発達・知能検査や心理検査なども実施した。

(3) 関係機関との連携

① 回数等：延べ297件

② 内容：市保健センター主催「すこやか教室」（5回）、「発達障害ネットワーク」（1回）、相馬市地域自立支援協議会子ども支援部会（8回）、「要保護児童対策地域協議会」（1回）に参加し、関係団体等との情報共有を行ったほか、研修会等に講師として参加するなど関係機関との連携を図った。なお、件数については電話連絡等も含む延べ数とする。

(4) 震災遺児・孤児に対して

当該児童生徒については、カルテを作成し、担任、養護教諭、家庭などから情報を収集し、多角的視点で見守り、必要に応じてカウンセリングを行った。

(5) 緊急支援等の活動

① 件数：3回

② 内容：平成29年4月下旬に宮城県にて中学生の自殺及び平成29年8月29日、9月15日のJアラートの警報を受け、訪問先の学校へ電話連絡等にて児童・生徒の様子や状況を確認し、必要に応じて学校訪問を行った。

3 事業実施の成果

この事業により、津波被害の大きかった地区の子ども、保護者、教職員等の心的外傷を緩和し、克服できるよう臨床心理士等の専門家が継続的に心のケアを行った。その結果、多くの子どもの中には、医学的な診断、治療を要するPTSDの症例は出ていない。しかし、震災から7年を経過した今でも、一部の子どもに家庭状況の変化等により精神疾患や発達障害様の症状を呈する例もあり、継続的な観察や支援が必要であると考えられる。

さらに、本年度は、市教育委員会学校教育課で行っている「相馬市メンタルサポート事業」への積極的な連動や児童精神科医と密に情報共有を行った。

【学力向上事業】

1 事業の実施内容

- (1) 東京大学の学生ボランティアが子どもの学力向上をサポートする活動（相馬寺子屋学習会）を行った。
- (2) 中学生対象の学習会は、相馬市生涯学習会館とLVMH子どもアート・メゾンを会場にして開催した。

2 事業実施の成果・実績

- (1) 実施内容
 - ① 期間：平成29年5月27日～平成30年2月3日
 - ② 参加ボランティア数：延べ126人
- (2) 実施場所等
 - ① 相馬市生涯学習会館
 - ・ 開催数：13回
 - ・ 参加者：中学生延べ296人
 - ② LVMH子どもアート・メゾン
 - ・ 開催数：13回
 - ・ 参加者：中学生延べ101人
- (3) 成果：参加した生徒一人一人の学習課題に応じた支援を行うことができた。また、生徒の学習意欲を高めるとともに、学力の向上も図ることができた。

【交流事業】

1 事業の実施内容・成果

- (1) 相馬フォロアーチームの支援団体である大阪の「プール学院」との交流事業へ参加した。担任教師が引率のもと、震災で被災した磯部中学校の生徒5名が、平成29年8月17日（木）～8月19日（土）2泊3日の日程で訪問し、プール学院の生徒と以下のような活動を通して交流を深めた。
 - 教職員や生徒による歓迎式、歓迎パーティーへの参加
 - 各種音楽クラブや放送部のメンバーと体験活動
 - 大阪市内の観光、USJ、海遊館等の見学
- (2) 平成30年3月7日（水）～8日（木）にプール学院の中学生1名、高校生4名が教員2名の引率のもと、本市を訪問した。磯部中学校の生徒との交流、海岸部の見学、市役所やアート・メゾンや歴史資料収蔵館等の訪問して交流を深めた。
- (3) 被災した生徒がプール学院の生徒や教員の方々との相互交流を通して、感謝の気持ちを伝えたり、活動を共にしたりするなど、社会体験活動を推進することができた。

2 東京大学のキャンパス見学会への参加

- (1) 日時：平成29年8月1日（火）
- (2) 場所：東京大学 本郷キャンパス
- (3) 参加者：市内中学生23名（引率2名）
- (4) 内容：
 - ① キャンパス見学・・・総合研究博物館、安田講堂周辺、赤門周辺の見学
 - ② 大学生との交流・昼食
 - ③ 大学の先生による講義の体験
- (5) 成果：参加した生徒たちは、施設見学や講義等を通して、大学生活についてさまざまな角度から認識を新たにすることができ、大学進学へのあこがれや学習意欲を高めることができた。

平成29年度活動計算書

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取寄付金		0
2 受取助成金等		0
3 事業収益		
市委託料収入	20,414,400	20,414,400
4 その他収益		
受取利息	94	
雑収入	0	94
経常収益合計		20,414,494
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	8,364,103	
法定福利費	1,283,886	
人件費計	9,647,989	
(2) その他経費		
旅費通信費	2,158,428	
賃借料	666,520	
その他事業費	1,257,448	
その他経費計	4,082,396	
事業費計		13,730,385
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	4,530,556	
法定福利費	695,439	
人件費計	5,225,995	
(2) その他経費		
旅費通信費	227,603	
賃借料	341,142	
減価償却費	342,521	
その他管理費	294,009	
その他経費計	1,205,275	
管理費計		6,431,270
経常費用合計		20,161,655
当期経常増加額		252,839
当期正味財産増加額		252,839
前期繰越正味財産額		8,664,355
次期繰越正味財産額		8,917,194

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	8,002,141		
未収入金	1,312,440		
流動資産合計		9,314,581	
2 固定資産			
車両運搬具	3		
什器備品	74,591		
固定資産合計		74,594	
資産合計			9,389,175
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	375,847		
預り金	96,134		
流動負債合計		471,981	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			471,981
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		8,664,355	
当期正味財産増加額		252,839	
正味財産合計			8,917,194
負債及び正味財産合計			9,389,175

財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
東邦銀行普通預金 (No.1035128)	8,002,141	
未収入金 受託料 (相馬市)	1,312,440	
流動資産合計		9,314,581
2 固定資産		
車輛運搬具		
ダイハツエッセ (福島580つ6537)	1	
スズキアルトF (福島580の4217)	1	
スズキエブリィ (福島580の3785)	1	
車輛運搬具合計	3	
什器備品		
パソコン	1	
リコープリンター	1	
知能検査コンプリートセット	1	
知能検査セット	74,588	
什器備品合計	74,591	
固定資産合計		74,591
資産合計		9,389,175
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金		
3月分 賃金	59,719	
3月分 役務費(郵送料)	8,765	
3月分 水道光熱費	6,898	
3月分 社会保険料	300,465	
未払金合計	375,847	
預り金		
1~3月分 源泉税	96,134	
流動負債合計		471,981
2 固定負債	0	
固定負債合計		0
負債合計		471,981
正味財産		8,917,194

財務諸表の注記

1 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協会）によつてます。

(1) 消費税等の会計処理

税込処理である。

(2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算に計上していません。

2 事業費の内訳

(単位：円)

科 目	心 理 ケ ア 事 業	寺子屋ふれあい 事 業	プール学院 交流事業	合 計
(1) 人件費				
給料手当	8,364,103	—	—	8,364,103
法定福利費	1,283,886	—	—	1,283,886
人件費計	9,647,989	—	—	9,647,989
(2) その他経費				
旅費通信費	420,189	1,685,850	52,389	2,158,428
賃借料	629,800	—	36,720	666,520
その他事業費	835,379	301,600	120,469	1,257,448
その他経費計	1,885,368	1,987,450	209,578	4,082,396
合 計	11,533,357	1,987,450	209,578	13,730,385

事業の共通経費がある場合は、スタッフの従事割合で按分する。

平成30年度事業計画（案）

事業内容

1 心理ケア事業

(1) 学校巡回カウンセリング

相馬市内の東日本大震災の被害が大きかった小中学校を中心に、相馬フォロアーチームのカウンセラーが定期的に巡回し、児童生徒とその家族、教職員を対象にカウンセリングを実施する。

① 対象校

中村第二小学校、中村第二中学校、磯部小学校、磯部中学校

② 予定される訪問回数

- ・ 中村第二小学校・・・125回
- ・ 中村第二中学校・・・88回
- ・ 磯部小学校・・・・・・42回
- ・ 磯部中学校・・・・・・41回

(2) LVMH子どもアート・メゾンにおけるカウンセリング

LVMH子どもアート・メゾン相談室において、18歳までの子どもを対象に、またその保護者等を対象に子育て相談・心のケアを実施する。

(3) 関係機関との連携

関係機関との情報交換を行うことや研修会への参加（講師として参加も含む）等、関係機関との連携を図る。

(4) 震災遺児・孤児に対するケア

関係機関と連携し、対象園児・児童・生徒の成長を継続的に見守る。

2 学力向上事業

(1) 被災した子どもたちの学力向上をサポートするため、相馬市教育委員会並びに東京大学と連携をしてボランティアの学生に協力をいただき、生涯学習会館とLVMH子どもアート・メゾンで「学習会」を開催する。

(2) 実施予定回数は13回とする。

3 交流事業

(1) 相馬フォロアーチームの支援団体であるプール学院との交流を図る。

- ・ 大阪での交流（平成30年8月17日～19日）
- ・ 相馬での交流（平成31年3月）

(2) 東京大学キャンパス見学会を実施する。

平成30年度活動予算書

平成30年4月1日～平成31年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取寄付金		0
2 受取助成金等		0
3 事業収益	23,167,080	
4 その他収益		100
経常収益合計		23,167,180
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	8,500,000	
法定福利費	1,300,000	
人件費計	9,800,000	
(2) その他経費		
旅費通信費	2,500,000	
賃借料	800,000	
その他事業費	1,600,000	
その他経費計	4,900,000	
事業費計		14,700,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	4,600,000	
法定福利費	700,000	
人件費計	5,300,000	
(2) その他経費		
旅費通信費	350,000	
賃借料	400,000	
減価償却費	50,000	
租税公課	858,000	
その他管理費	1,509,180	
その他経費計	3,167,180	
管理費計		8,467,180
経常費用合計		23,167,180
当期経常増加額		0
当期正味財産増加額		0
前期繰越正味財産額		11,917,194
次期繰越正味財産額		11,917,194

理事及び監事の選任について(案)

役 職	氏 名	備 考
理 事	羽根田 万通	
理 事	長 有紀枝	
理 事	片 寄 雅彦	
理 事	佐 藤 達雄	
理 事	近 藤 菜々子	
理 事	上 昌 広	
理 事	宮 澤 保夫	
監 事	反 畑 正博	

特定非営利活動法人相馬フォロアーチーム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人相馬フォロアーチームという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県相馬市中村二丁目2番地の15に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、相馬市内の園児、児童、生徒、教員等に対して、東日本大震災により生じた心理的ショックを緩和するための心理的なケアに関する事業を行い、もって相馬市民の心の健康の維持に寄与することと、子供たちの生きる力をはぐくむことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 学校巡回心理ケア事業
 - ② 学力向上事業
 - ③ 交流事業
 - ④ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第11条 既納の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少

なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をしたものの氏名または名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入

- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、相馬市又は学校法人、社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山田 耕一郎
副理事長	志邨 有紀枝
理事	片寄 雅彦
同	小泉 正人
同	近藤 菜々子
同	佐藤 達雄
同	松本 光典
監事	反畑 正博

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の

定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 6 この定款は、平成24年3月27日から施行する。

これは当法人の定款に相違ない。

特定非営利活動法人 相馬フォロアーチーム
理事長 羽根田 万通